

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1 月16日
【計算期間】	特定 2 期（自 平成25年 4 月19日 至 平成25年10月18日）
【ファンド名】	グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0228
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 投資信託への投資を通じて、主として世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券へ投資するとともに、通貨のカバードコール戦略を構築・活用し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、通貨オプション）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。カッコ内は投資対象とする複数の資産の内容について記載していますが、ファンドの収益は主に債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内	不動産投信
	外	その他資産 (資産複合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年 1 回	グ ロ ー バ ル [日本を含む]		
債券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット債 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回(隔月) 年 12 回(毎月) 日 々 そ の 他 ()	日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オ セ ア ニ ア 中 南 米 ア フ リ カ 中 近 東(中 東) エ マ ー ジ ン グ	ファミリーファンド	あ り
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他資産 [投資信託(資産複合) [信託、通貨オプション] 資産配分変更型]				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成24年10月30日 信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

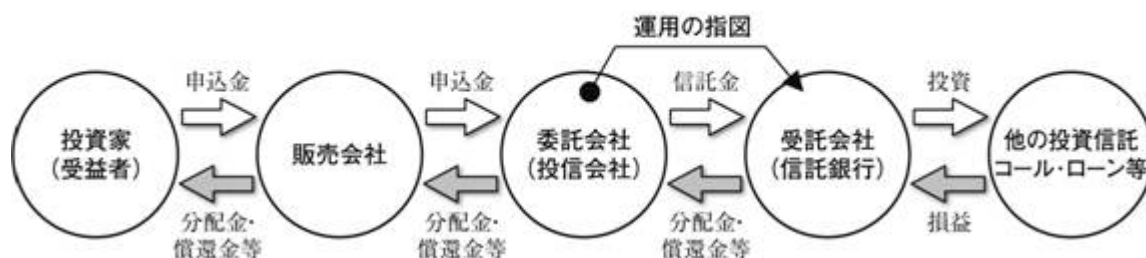
（ロ）受託会社 「みずほ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成25年11月29日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年 7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年 2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年 1月 1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年 2月 5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成25年 4月 1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

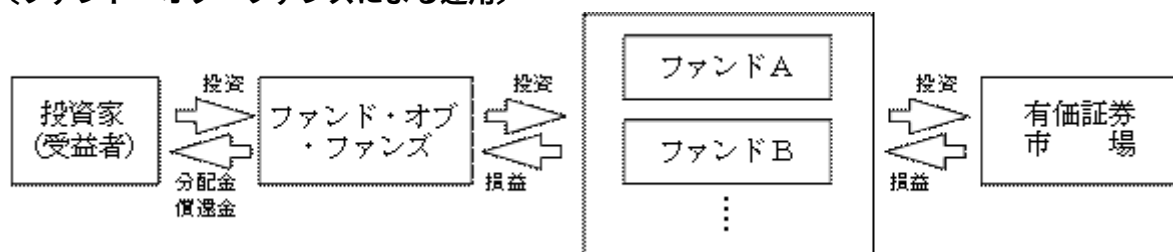
(平成25年11月29日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

投資信託への投資を通じて、主として世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券へ投資するとともに、通貨のカバードコール戦略を構築・活用し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）」および「マネー・アカウント・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）」を通じて、主として世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券[※]に投資します。

ただし、普通社債ならびに事業法人が発行するハイブリッド証券に投資を行う場合があります。

投資対象とする外国投資信託において、外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

投資対象とする外国投資信託において、通貨のカバードコール戦略を活用し、オプションのプレミアム収益の獲得を目指します。

※ハイブリッド証券とは普通社債と普通株式の特色を併せ持つ、劣後債および優先証券等をいいます。

（ハ）「マネー・アカウント・マザーファンド」を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）」の投資比率を高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ヘ）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。

a. ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）

投資顧問会社	UBPインベストメンツ株式会社
副投資顧問会社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー
主要運用対象	世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券ならびに通貨オプション取引等
運用の基本方針	（ハイブリッド証券部分） 主として、世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。ただし、普通社債ならびに事業法人が発行するハイブリッド証券に投資を行う場合があります。 投資対象とするハイブリッド証券等は、主要格付会社のいずれかより、取得時においてBBB一格相当以上の格付けを付与されている銘柄とし、通貨配分等を含め分散を図ります。なお、取得後に格付けが BBB一格相当未満に下がった場合、市場動向および銘柄分析等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 （カバードコール戦略） 原則として、保有する外貨建資産の評価額の範囲内で、当該通貨買い・円売りのオプションの売却を行うことでオプション・プレミアム収益の獲得を目指します。

b. マネー・アカウント・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

ファンドの特色

1 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券を実質的な主要投資対象とします。

- ★ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。主要投資対象とする外国投資信託の運用はUBPインベストメンツが行います。
- ★主として、世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券に投資を行います。普通社債ならびに事業法人が発行するハイブリッド証券に投資を行う場合があります。なお、当ファンドでいうハイブリッド証券には、優先株を含みません。
- ★主要格付会社のいずれかより取得時においてBBB一格相当以上の格付けを付与されている銘柄を投資対象とし、通貨配分等を含め分散を図ります。取得後に格付けがBBB一格相当未満に下がった場合、市場動向および銘柄分析等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。

2 ハイブリッド証券等への投資に加え、通貨のカバードコール戦略を構築・活用してオプション・プレミアム収益の獲得を目指します。

- ★原則として、保有する外貨建資産の評価額の範囲内で、円に対するコールオプションを売却するカバードコール戦略を行います。
- ★通貨オプションの比率は各外貨建資産の評価額の50%程度を基本としますが、運用環境等により大きく離れる場合があります。

3 毎月決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

- ★原則として、毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ



ハイブリッド証券とは

- 普通社債と普通株式の特色を併せ持つ、劣後債および優先証券等をいいます。
- 利率または配当率が定められている等、債券に類似した性質を持っています。
- 発行体にとっては、一部を資本として自己資本の計算に算入できる等、株式に類似した特徴も持っています。
- 多くが大手金融機関によって発行されています。

※当ファンドでいうハイブリッド証券には、優先株は含みません。

ハイブリッド証券のイメージ



※法的弁済順位とは、発行体が倒産等(デフォルト)になった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位です。

劣後債

- 普通社債に比べて利率が高い(固定の利率)
- 期限付劣後債と永久劣後債があり、永久劣後債の方がより利率が高い傾向
- 普通株式、優先証券等より法的弁済順位が高い(普通社債よりは低い)

優先証券等

- 固定の配当率で、永久劣後債の利率よりもさらに高い傾向
- 償還期限がない、または長期
- 普通株式より法的弁済順位が高い(劣後債よりは低い)

※上記は一般的な特性を示したものであり、全てのケースにあてはまるとは限りません。

なぜハイブリッド証券に投資するのか①

- リーマンショック以後、欧州ソブリン危機の発生等もあり、主要金融機関の財務体質改善がバーゼル銀行監督委員会等によって求められています。新しい金融規制の下、各主要金融機関は財務健全化に努めています。
- 新しい金融規制では、既発の一部のハイブリッド証券が中核的自己資本の計算に算入できなくなる見込みです。中核的自己資本の算入対象外となった証券は、投資家に有利な条件*で繰上償還や買入償却の対象になる可能性があります。
- 欧州では、EBA（欧州銀行監督機構）によって、より厳格な財務健全化施策が進行中であり、特に欧州の金融機関が発行するハイブリッド証券が注目されています。

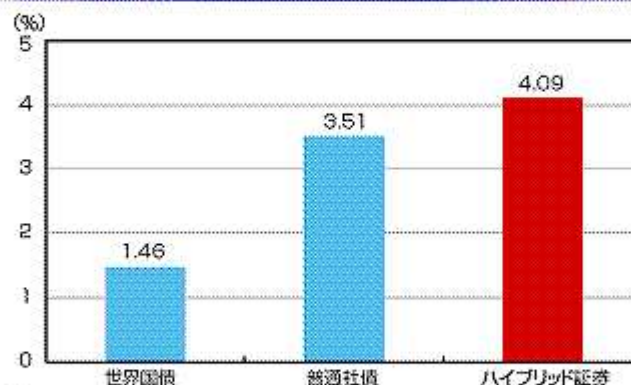
*時価が額面を下回っている場合でも、満期償還日より前の繰上償還日に額面で償還されること。



なぜハイブリッド証券に投資するのか②

■ハイブリッド証券は、世界国債、普通社債に比べて好利回りとなっています。

ハイブリッド証券とその他の債券の利回り比較



(注1) データは2013年11月末。

(注2) 利回りは、小数第3位を四捨五入しています。

(注3) 世界国債はシティ世界国債インデックス、普通社債はパークレイズグローバルコーポレート、ハイブリッド証券はパークレイズグローバル優先証券インデックスを使用。

(出所) パークレイズ、シティグループのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

■リーマンショックにより、ハイブリッド証券の利回りは急上昇し、スプレッド*は急拡大しました。金融機関に対する信頼が揺らぎ、市場から財務体質の健全性が不十分と判断されたためと思われます。

■今後は金融監督機関等による監視強化等を受けて、金融機関の財務改善が進んでいくと考えられ、スプレッドの縮小(価格の上昇)が見込まれます。

ハイブリッド証券のスプレッド*と利回り推移



*スプレッドとは国債に対する利回り差です。

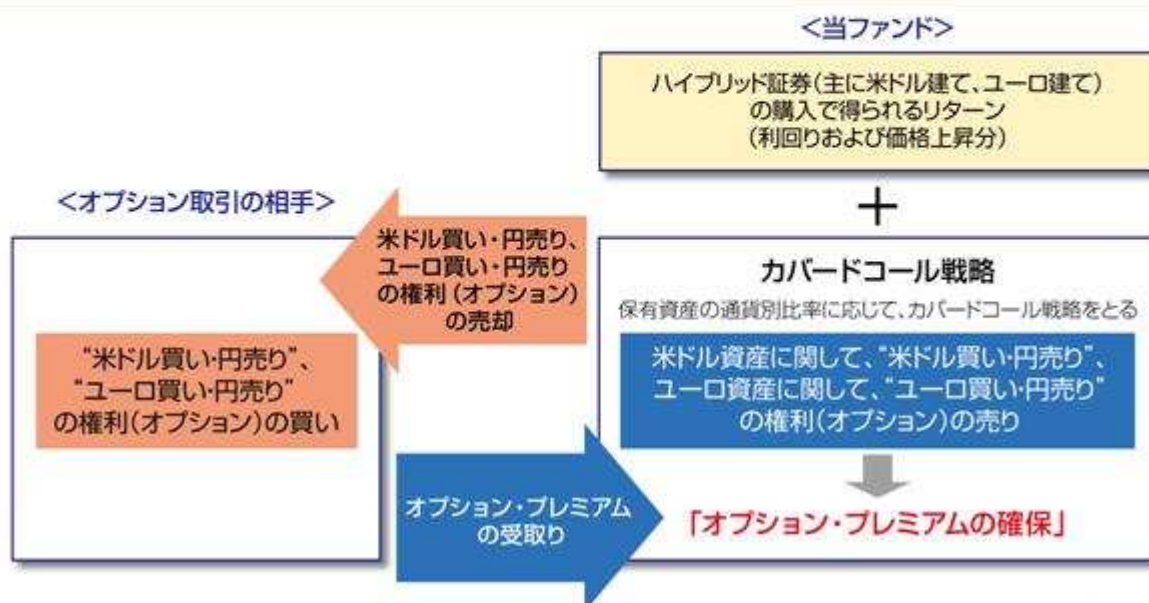
(注) データは2001年12月末～2013年11月末。パークレイズグローバル優先証券インデックスのデータを使用。

(出所) パークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の投資成果や運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドのカバードコール戦略のイメージ

- 当ファンドは、ハイブリッド証券に投資することで得られるリターン(利回りおよび価格上昇分)に加え、“米ドル買い・円売り”、“ユーロ買い・円売り”の権利(オプション)の売却から得られるオプション・プレミアムの確保を目指します。



※米ドル建て、ユーロ建て以外の通貨の資産に投資した場合にも、保有資産の通貨別比率に応じてカバードコール戦略を行うことを原則とします。

- ・ハイブリッド証券は、証券の値下がりににより損失を被ることがあります。
- ・カバードコール戦略は、米ドル／円相場、ユーロ／円相場が権利行使価格を超えて値上がりした局面(米ドル高／円安、ユーロ高／円安)では、米ドル高／円安、ユーロ高／円安による収益の一部を享受できない場合があります。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのカバードコール戦略の概略

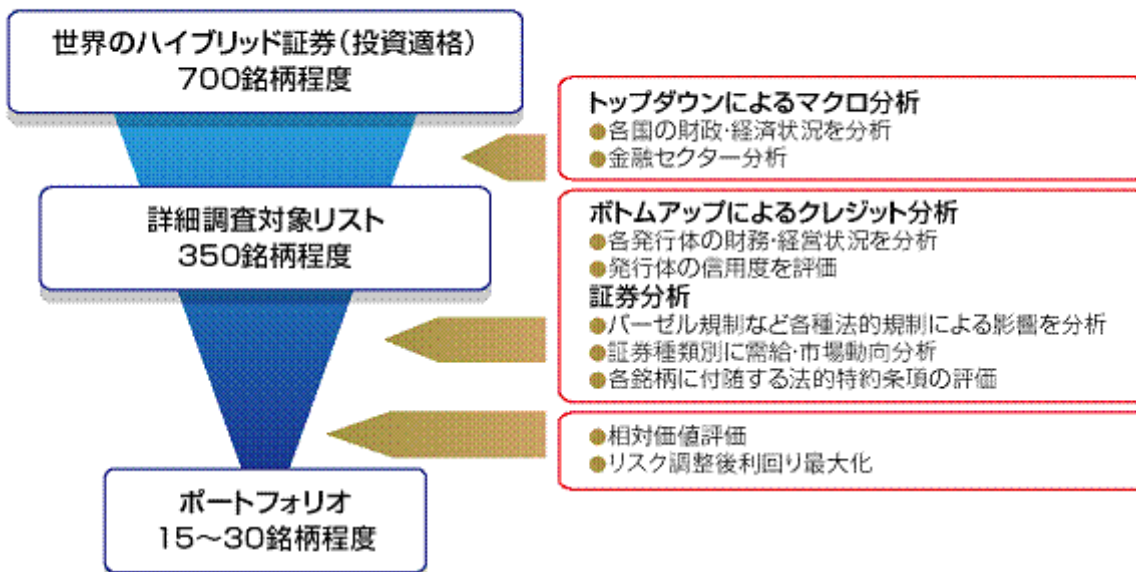
- 当ファンドのカバードコール戦略は、米ドル買い・円売り、ユーロ買い・円売りの権利(オプション)の売却を、米ドル建て資産、ユーロ建て資産それぞれの評価額の50%程度(カバー率50%)行うことを基本とします。
- オプション・プレミアムを確保できる一方、米ドル／円相場、ユーロ／円相場が権利行使価格を超えて上昇した場合(米ドル高／円安、ユーロ高／円安)は、米ドル買い・円売り、ユーロ買い・円売りの権利(オプション)の売却を行った評価額相当(カバー率50%)については、米ドル高、ユーロ高による為替差益を享受できません。
- そのため、当ファンドのカバードコール戦略は、米ドル／円相場、ユーロ／円相場が、権利行使価格を超えている場合(米ドル高／円安、ユーロ高／円安)は、カバードコール戦略を行わなかった場合と比較して、享受できる為替収益が少なくなります。

当ファンドにおけるオプション取引の基本用語

オプション・プレミアム:米ドル買い・円売り、ユーロ買い・円売りの権利(オプション)を売却した際に、その対価として受け取る権利料のこと。

権利行使価格:米ドル買い・円売り、ユーロ買い・円売りの権利(オプション)を行使する際に、あらかじめ定められた価格。

銘柄選定プロセス



※上記は、2013年11月末現在のものであり、将来変更される場合があります。
(出所)UBPインベストメンツのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

外国投資信託の運用会社について

- 外国投資信託の運用会社:UBPインベストメンツ株式会社
設立:2005年10月5日
資本金:2億7,500万円
主な事業内容:UBPの日本拠点として、日本国内の顧客に伝統的資産およびヘッジファンド投資による資産運用サービスを提供
 - UBP(正式名称:ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー)
設立:1969年
運用資産額:857億米ドル(約8兆5,100億円、1米ドル=99.33円、2013年6月末時点)
従業員数:1,250人(2013年6月末時点)
拠点数:世界25(2013年6月末時点)
- UBPインベストメンツ株式会社は、UBPの100%子会社です。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

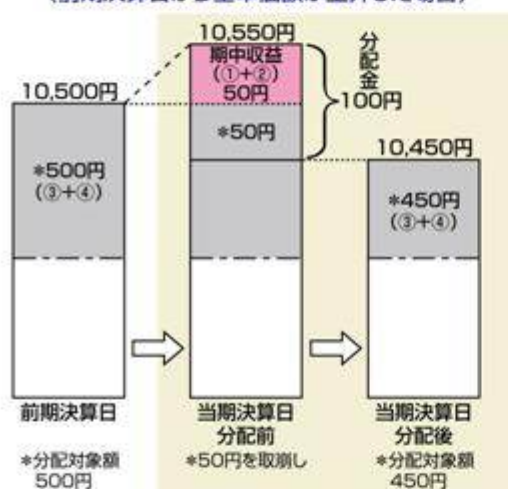
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



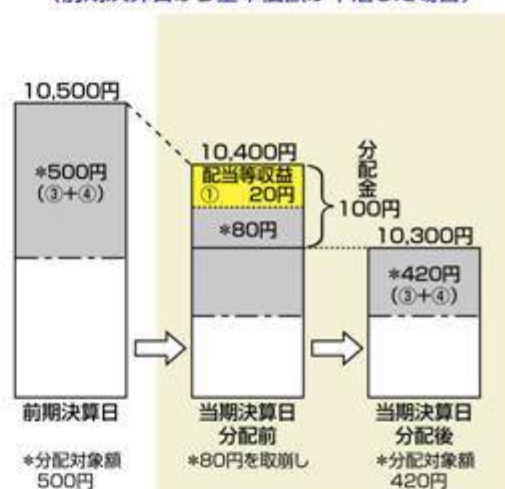
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

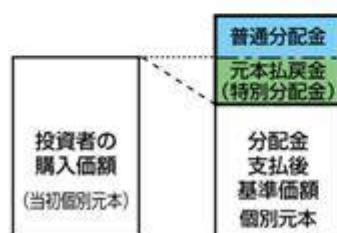


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

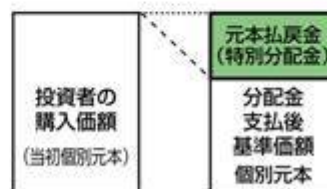
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は「非課税扱い」となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．約束手形
- ３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネー・アカウント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．ケイマン籍外国投資信託「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）」受益証券
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
- ４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

※主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（１）投資方針」の記載をご覧ください。

（３）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月18日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）

形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
主要運用対象	世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券 [*] ならびに通貨オプション取引等 [*] ハイブリッド証券とは普通社債と普通株式の特色を併せ持つ、劣後債および優先証券等をいいます。
運用の基本方針	（ハイブリッド証券部分） 主として、世界の金融機関（関連会社等含む）が発行するハイブリッド証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。ただし、普通社債ならびに事業法人が発行するハイブリッド証券に投資を行う場合があります。 投資対象とするハイブリッド証券等は、主要格付会社のいずれかより、取得時においてBBB－格相当以上の格付けを付与されている銘柄とし、通貨配分等を含め分散を図ります。なお、取得後に格付けがBBB－格相当未満に下がった場合、市場動向および銘柄分析等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 （カバードコール戦略） 原則として、保有する外貨建資産の評価額の範囲内で、当該通貨買い・円売りのオプションの売却を行うことでオプション・プレミアム収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	・同一発行体の証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・通常の状態において、日本における有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。
決算日	年1回決算（毎年12月31日）
分配方針	毎月10日（休業日の場合は前営業日）に分配を行う予定です。
信託報酬等	年0.67%
その他の費用	ファンド設立時の費用、監査費用等がかかります。
信託財産留保額	0.3%
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	UBPインベストメンツ株式会社
副投資顧問会社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

マネー・アカウント・マザーファンド

主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として毎年10月12日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	ありません。
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外のハイブリッド証券を投資対象としており、その価格は、保有するハイブリッド証券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）ハイブリッド証券の価格変動リスク

ハイブリッド証券は、社債に類似した性質を持ち、内外の政治、経済、社会情勢等の影響により市場金利が上昇するとその価格は下落します。また、ハイブリッド証券の利息や配当等の支払いに影響を及ぼす発行企業の事業活動や財務状況の変化等によってもその価格は変動します。ファンドが保有するハイブリッド証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、後述の「ハイブリッド証券の固有の留意点」もご参照ください。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）為替変動リスク

ファンドは、投資対象である外国投資信託において外貨建資産を組み入れますので、当該組入通貨の為替変動の影響を受けます。外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

（ト）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(チ) ハイブリッド証券の固有の留意点

・繰上償還等に関する留意点

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による価格上昇を享受できないことがあります。また、予定されていた期日に繰上償還されない可能性がある場合等には、価格が下落することがあります。

・流動性に関する留意点

一般的に、ハイブリッド証券は、株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあります。

・法的弁済順位に関する留意点

一般的に、ハイブリッド証券は、法的弁済順位では株式に優位し普通社債に劣後します。また、一般的に普通社債と比較して、低い格付けが格付機関により付与されています。

・利息や配当の支払いに関する留意点

ハイブリッド証券には、利息や配当の支払繰延条項がついているものが多くあります。発行企業の業績の著しい悪化等により、利息や配当の支払いが繰り延べられたり、停止されたりする可能性があります。

・制度変更等に関する留意点

税制の変更等、ハイブリッド証券にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、価格が下落することがあります。

・発行企業の業種に関する留意点

ハイブリッド証券は金融機関によって発行されることが多く、金融政策や金融システムの動向等、金融セクター固有の要因により価格が大きく変動することがあります。このため、例えば幅広い業種の債券に投資する場合と比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

(リ) 通貨のカバードコール戦略にかかる留意点

・ファンドは、投資対象である外国投資信託において外貨建資産への投資に加え、コールオプションを売却する、カバードコール戦略を活用します。現地通貨が対円で上昇（円安）する場合、外貨建資産の評価額が上昇しますが、さらに対円でコールオプションの権利行使価格を超えて上昇（円安）する場合、売却したコールオプションの評価額が下落するため、外貨建資産の評価額の上昇分は相殺され、ファンドの基準価額の上昇は限定されます。

・オプション取引の満期日（権利行使日）をまたいで現地通貨が対円で大きく変動した際には、その後、為替が当該変動前の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当該変動前の水準を下回る可能性があります。

・換金に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場動向等の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされ、ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

・オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、コールオプション売却時点でプレミアム収益相当分が基準価額に反映されるものではありません。ファンドは、コールオプション売却を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収益を上限として基準価額の上昇要因となります。

（ヌ）その他の留意点

ファンドは、投資対象である外国投資信託を通じて内外のハイブリッド証券等に投資を行います。当該外国投資信託が籍を置くケイマン諸島が、投資対象国との間において租税条約を締結していない場合には、当該外国投資信託が収受する利息、配当についてわが国の投資信託から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%*（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.78%となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年1.28625%*（税抜き1.225%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年1.323%となります。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

委託会社	販売会社	受託会社
年0.45%	年0.75%	年0.025%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※投資対象とする投資信託（ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティ

ティーズ・ファンド（プレミアムクラス））の信託報酬等を含めた場合、年1.95625%*（税抜き1.895%）程度となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年1.993%となります。

（4）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%*（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年0.00648%となります。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

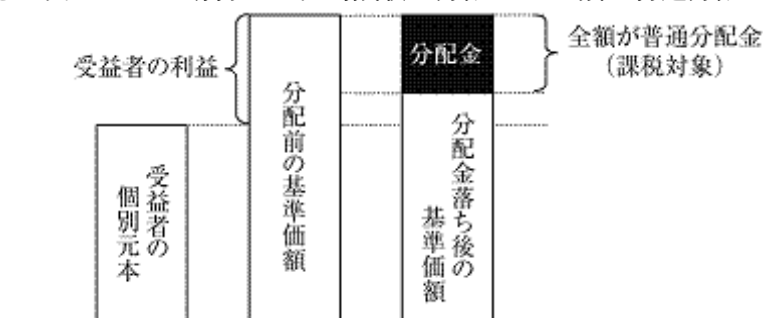
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

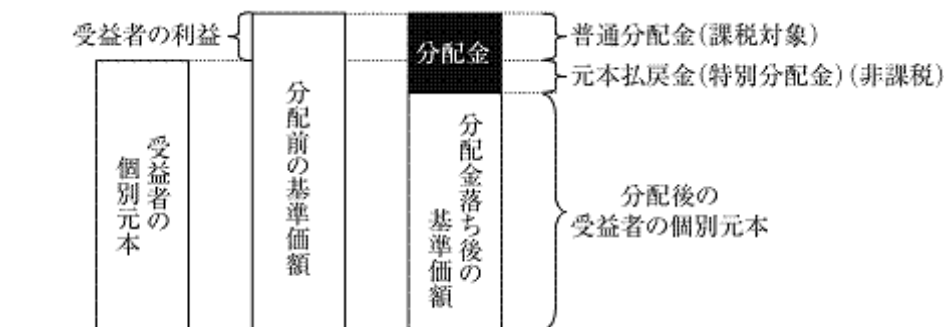
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年11月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成25年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,622,993,130	91.04
マネー・アカウント・マザーファンド受益証券	日本	10,008,000	0.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		346,496,791	8.71
合計（純資産総額）		3,979,497,921	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成25年11月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	ワールド・サブオーディネ イティド・デット・セキュ リティーズ・ファンド（プ レミアムクラス）	3,019,915,921	1.1801	3,563,866,970	1.1997	3,622,993,130	91.04
日本	親投資信託 受益証券	マネー・アカウント・マ ザーファンド	10,000,000	1.0008	10,008,000	1.0008	10,008,000	0.25

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成25年11月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	91.04
親投資信託受益証券	0.25
合 計	91.29

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額 (円)
特定1期（平成25年 4月18日）（分配落）	9,626,648,089	11,563
（分配付）	10,198,648,735	12,063
特定2期（平成25年10月18日）（分配落）	3,809,465,822	11,841
（分配付）	4,060,897,539	12,441
平成24年11月末日	7,743,074,610	10,336
12月末日	16,302,915,335	10,832
平成25年 1月末日	13,917,234,388	11,122
2月末日	12,976,901,770	10,987
3月末日	11,735,989,833	11,169
4月末日	8,675,538,315	11,752
5月末日	5,690,438,669	11,974
6月末日	4,881,323,475	11,305
7月末日	4,791,221,713	11,593
8月末日	4,633,065,408	11,603
9月末日	4,207,813,875	11,755
10月末日	3,831,099,481	11,986
11月末日	3,979,497,921	12,162

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金 (円)
特定1期（平成24年10月30日～平成25年 4月18日）	500
特定2期（平成25年 4月19日～平成25年10月18日）	600

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
特定1期	20.6
特定2期	7.6

（注）収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
特定1期	20,320,870,655	11,995,415,284
特定2期	1,104,435,880	6,212,759,061

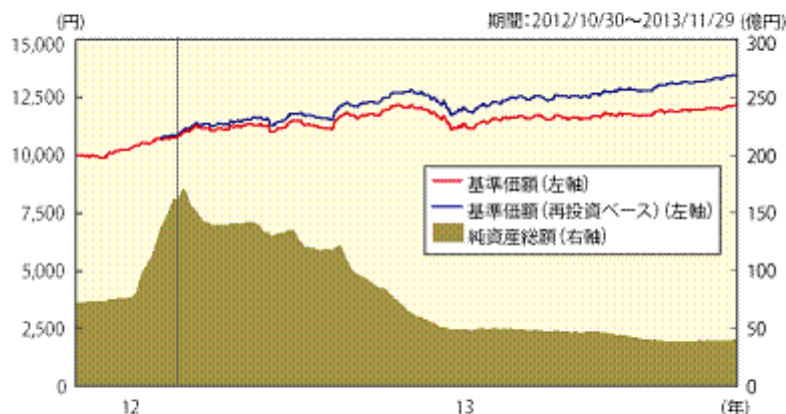
（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報〕

基準日2013年11月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額	12,162円
純資産総額	40億円

分配の推移

決算期	分配金
2013年11月	100円
2013年10月	100円
2013年9月	100円
2013年8月	100円
2013年7月	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	1,200円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム(毎月決算型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	91.04
マネー・アカウント・マザーファンド受益証券	日本	0.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.71
合計(純資産総額)		100.00

(注1) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド(プレミアムクラス)	91.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	0.25

〔投資対象とする投資信託の現況〕

■ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド(プレミアムクラス)

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2013年11月27日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ルクセンブルク	永久劣後債	HANRUE 5% Perpetual	5.000	—	4.44
アメリカ	永久劣後債	DB 9.5% Perpetual	9.500	—	4.35
イギリス	永久劣後債	AVLN 5.7% Perpetual	5.700	—	4.23
ジャージー	優先出資証券	HSBC 5.13% Perpetual	5.130	—	4.16
アメリカ	期限付劣後債	GE 5.5% 2067/09/15	5.500	2067/09/15	4.12
ドイツ	期限付劣後債	RWE 7% 2072/10/12	7.000	2072/10/12	4.03
ドイツ	永久劣後債	ALVGR 5.5% Perpetual	5.500	—	4.03
イギリス	優先出資証券	STANLN 6.409% Perpetual	6.409	—	3.99
ジャージー	永久劣後債	SRENWX 6.854% Perpetual	6.854	—	3.96
フランス	永久劣後債	BFCM 4.471% Perpetual	4.471	—	3.93

※上記は、UBPインベストメンツから入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

ポートフォリオ概況

最終利回り(%)	4.0
デュレーション(年)	2.6
平均格付け	BBB

(注1) デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいくほど、金利の変化に対する債券価格の変動率が大きくなります。

(注2) 平均格付けとは、ファンドが実質的に保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

(注3) 上記の数値は、各銘柄の繰上償還発効日を償還日とみなして算出しています。

■マネー・アカウント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	91.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.18
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第258回利付国債(10年)	1.3	2014年3月20日	48.14
日本	国債証券	第265回利付国債(10年)	1.5	2014年12月20日	14.60
日本	国債証券	第263回利付国債(10年)	1.6	2014年9月20日	14.57
日本	国債証券	第260回利付国債(10年)	1.6	2014年6月20日	14.51

(注1) 比率は、投資対象とする投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

2012年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2012年10月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

2013年のファンドの収益率は、年初から2013年11月29日までの騰落率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
- 当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- （ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ファンドのお申込みに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（二）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がロンドン、ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%*（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.78%となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.snam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ロンドン、ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「G金融ハイP」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成24年10月30日から平成29年10月18日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎月19日から翌月18日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (ロ) 償還金
- 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申

込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として4月および10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に应じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定2期（平成25年4月19日から平成25年10月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定1期 (平成25年 4月18日現在)	特定2期 (平成25年10月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	428,189,059	162,768,863
投資信託受益証券	9,342,743,981	3,742,335,477
親投資信託受益証券	10,002,000	10,007,000
未収入金	847,457,629	134,895,315
未収利息	351	133
流動資産合計	10,628,393,020	4,050,006,788
資産合計	10,628,393,020	4,050,006,788
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,254,553	32,171,321
未払解約金	905,795,719	203,956,576
未払受託者報酬	257,814	89,624
未払委託者報酬	12,374,980	4,301,945
その他未払費用	61,865	21,500
流動負債合計	1,001,744,931	240,540,966
負債合計	1,001,744,931	240,540,966
純資産の部		
元本等		
元本	8,325,455,371	3,217,132,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,301,192,718	592,333,632
元本等合計	9,626,648,089	3,809,465,822
純資産合計	9,626,648,089	3,809,465,822
負債純資産合計	10,628,393,020	4,050,006,788

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定1期 自 平成24年10月30日 至 平成25年 4月18日	特定2期 自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
営業収益		
受取配当金	782,169,083	335,699,976
受取利息	156,866	35,369
有価証券売買等損益	1,617,117,348	183,544,681
営業収益合計	2,399,443,297	519,280,026
営業費用		
受託者報酬	1,482,164	715,027
委託者報酬	71,143,731	34,321,152
その他費用	356,902	171,548
営業費用合計	72,982,797	35,207,727
営業利益	2,326,460,500	484,072,299
経常利益	2,326,460,500	484,072,299
当期純利益	2,326,460,500	484,072,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	281,235,495	96,241,954
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	1,301,192,718
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,051,834,924	190,364,704
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,094	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,051,833,830	190,364,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,223,866,565	1,035,622,418
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,223,136,717	1,035,622,418
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	729,848	—
分配金	572,000,646	251,431,717
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,301,192,718	592,333,632

(3) 【注記表】
(重要な会計方針の注記)

項 目	特定2期 自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定1期 (平成25年 4月18日現在)	特定2期 (平成25年10月18日現在)
1. 受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 8,325,455,371口	当特定期間の末日における受益権の総数 3,217,132,190口
2. 1 単位当たり純資産額	1.1563円 (1 万口=11,563円)	1.1841円 (1 万口=11,841円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定1期 自 平成24年10月30日 至 平成25年 4月18日	特定2期 自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
分配金の計算過程	（自 平成24年10月30日 至 平成24年11月19日） 第1計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,691円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（67,178,670円）、収益調整金（136円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は67,194,497円（1万口当たり91.13円）であります、分配を行っておりません。	（自 平成25年4月19日 至 平成25年5月20日） 第7計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,378,906円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（264,362,390円）、収益調整金（356,329,186円）、および分配準備積立金（524,468,341円）より、分配対象収益は1,215,538,823円（1万口当たり2,185.89円）であり、うち55,608,279円（1万口当たり100円）を分配金額としております。
	（自 平成24年11月20日 至 平成24年12月18日） 第2計算期間末における費用控除後の配当等収益（184,216,425円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（413,815,078円）、収益調整金（303,326,111円）、および分配準備積立金（66,946,944円）より、分配対象収益は968,304,558円（1万口当たり749.01円）であり、うち129,276,372円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自 平成25年5月21日 至 平成25年6月18日） 第8計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,724,075円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（205,442,302円）、および分配準備積立金（600,756,449円）より、分配対象収益は855,922,826円（1万口当たり1,970.37円）であり、うち43,439,579円（1万口当たり100円）を分配金額としております。
	（自 平成24年12月19日 至 平成25年1月18日） 第3計算期間末における費用控除後の配当等収益（153,700,058円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（499,376,641円）、収益調整金（539,907,858円）、および分配準備積立金（384,799,856円）より、分配対象収益は1,577,784,413円（1万口当たり1,240.10円）であり、うち127,229,742円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自 平成25年6月19日 至 平成25年7月18日） 第9計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,274,219円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（215,811,037円）、および分配準備積立金（577,246,249円）より、分配対象収益は846,331,505円（1万口当たり1,997.72円）であり、うち42,364,846円（1万口当たり100円）を分配金額としております。
	（自 平成25年1月19日 至 平成25年2月18日） 第4計算期間末における費用控除後の配当等収益（143,531,470円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（184,294,553円）、収益調整金（644,554,587円）、および分配準備積立金（792,920,370円）より、分配対象収益は1,765,300,980円（1万口当たり1,413.18円）であり、うち124,916,075円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自 平成25年7月19日 至 平成25年8月19日） 第10計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,163,121円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（229,506,467円）、および分配準備積立金（531,986,919円）より、分配対象収益は807,656,507円（1万口当たり2,016.71円）であり、うち40,048,172円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

	（自 平成25年2月19日 至 平成25年3月18日） 第5計算期間末における費用控除後の配当等収益（127,457,803円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（21,017,167円）、収益調整金（602,270,300円）、および分配準備積立金（808,718,673円）より、分配対象収益は1,559,463,943円（1万口当たり1,453.04円）であり、うち107,323,904円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 （自 平成25年3月19日 至 平成25年4月18日） 第6計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,128,127円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（144,493,322円）、収益調整金（495,506,257円）、および分配準備積立金（638,319,565円）より、分配対象収益は1,384,447,271円（1万口当たり1,662.90円）であり、うち83,254,553円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自 平成25年8月20日 至 平成25年9月18日） 第11計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,781,778円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（238,688,114円）、および分配準備積立金（487,138,600円）より、分配対象収益は771,608,492円（1万口当たり2,041.31円）であり、うち37,799,520円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 （自 平成25年9月19日 至 平成25年10月18日） 第12計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,235,087円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（218,168,639円）、および分配準備積立金（408,673,418円）より、分配対象収益は666,077,144円（1万口当たり2,070.40円）であり、うち32,171,321円（1万口当たり100円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定2期 自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定2期 (平成25年10月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定1期（自 平成24年10月30日 至 平成25年4月18日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	298,224,690円
親投資信託受益証券	△2,000円
合 計	298,222,690円

特定2期（自 平成25年4月19日 至 平成25年10月18日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	53,883,473円
親投資信託受益証券	1,000円
合 計	53,884,473円

（デリバティブ取引に関する注記）

特定1期（平成25年4月18日現在）

該当事項はありません。

特定2期（平成25年10月18日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定1期（自 平成24年10月30日 至 平成25年4月18日）

該当事項はありません。

特定2期（自 平成25年4月19日 至 平成25年10月18日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定1期 （平成25年 4月18日現在）	特定2期 （平成25年10月18日現在）
期首元本額	7,152,741,213円	8,325,455,371円
期中追加設定元本額	13,168,129,442円	1,104,435,880円
期中一部解約元本額	11,995,415,284円	6,212,759,061円

（４）【附属明細表】**①有価証券明細表****（a）株式**

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	ワールド・サブオーディネイティ ド・デット・セキュリティーズ・ ファンド（プレミアムクラス）	3,207,349,569	3,742,335,477	
	投資信託受益証券 小計	3,207,349,569	3,742,335,477	
親投資信託 受益証券	マネー・アカウント・マザーファ ンド	10,000,000	10,007,000	
	親投資信託受益証券 小計	10,000,000	10,007,000	
合 計			3,752,342,477	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）は、「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド（プレミアムクラス）」および「マネー・アカウント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。また、該当ファンドの主要投資対象は、「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド」です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンド」の状況

ワールド・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・ファンドの直近の情報が入手できないため、記載すべきデータはございません。

「マネー・アカウント・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年10月18日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	961,104
国債証券	9,253,483
未収利息	24,776
前払費用	7,855
流動資産合計	10,247,218
資産合計	10,247,218
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	10,239,908
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,310
元本等合計	10,247,218
純資産合計	10,247,218
負債純資産合計	10,247,218

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成25年10月18日現在)
1. 受益権総数	平成25年10月18日における受益権の総数 10,239,908口
2. 1単位当たり純資産額	1.0007円 (1万口=10,007円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成25年 4月19日 至 平成25年10月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成25年10月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年10月18日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成25年4月19日 至 平成25年10月18日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成25年10月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,049,976円
同期中における追加設定元本額	189,932円
同期中における一部解約元本額	－円
平成25年10月18日現在の元本の内訳	
グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）	10,000,000円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-03	49,976円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-04	49,991円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-05	39,989円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-06	29,989円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-07	19,993円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-08	29,983円
日興・米国バンクロン・ファンド（為替ヘッジあり）13-09	19,987円
合 計	10,239,908円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 2 5 6 回利付国債（１０年）	4,700,000	4,710,058	
	第 2 5 8 回利付国債（１０年）	1,500,000	1,507,485	
	第 2 6 0 回利付国債（１０年）	1,500,000	1,515,090	
	第 2 6 3 回利付国債（１０年）	1,500,000	1,520,850	
	国債証券 小計	9,200,000	9,253,483	
合 計			9,253,483	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成25年11月29日現在
I 資産総額	4,097,957,037 円
II 負債総額	118,459,116 円
III 純資産総額（I－II）	3,979,497,921 円
IV 発行済口数	3,271,990,716 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2162 円
（ 1万口当たり純資産額	12,162 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成25年11月29日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

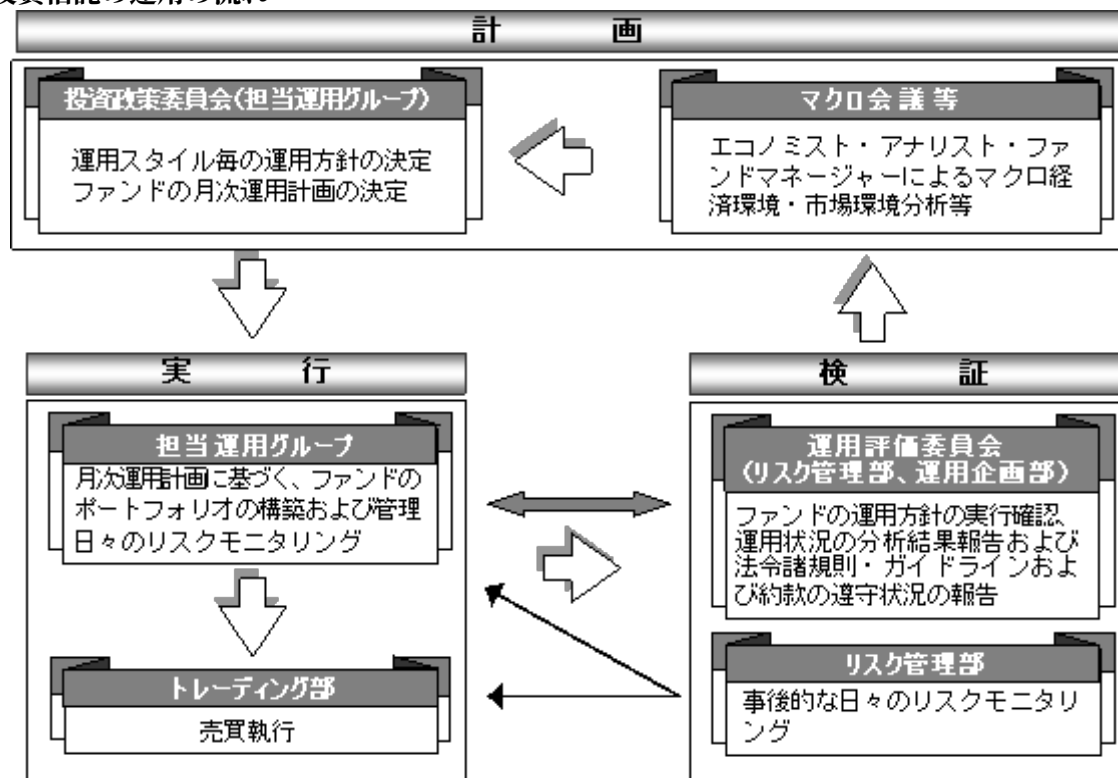
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年11月29日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	20 (6)	180,522 (30,587)
	追加型	381 (156)	5,534,281 (3,501,799)
	計	401 (162)	5,714,803 (3,532,386)
公社債投資信託	単位型	2 (2)	5,291 (5,291)
	追加型	4 (1)	294,820 (209,044)
	計	6 (3)	300,111 (214,335)
合 計		407 (165)	6,014,914 (3,746,721)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第29期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 27 期 (平成24年 3 月31日)	第 28 期 (平成25年 3 月31日)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	15,970,870	17,748,821
有価証券		3,999,305	3,999,613
前払費用		259,411	260,095
未収入金		32,426	7,550
未収委託者報酬		3,392,765	3,641,029
未収運用受託報酬		305,910	439,648
未収投資助言報酬	※ 2	452,618	470,228
未収収益		14,092	12,379
繰延税金資産		155,946	230,101
その他の流動資産		9,011	15,233
流動資産計		24,592,358	26,824,700
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物		130,525	138,920
器具備品		201,264	153,518
有形固定資産合計		331,789	292,438
無形固定資産	※ 1		
ソフトウェア		241,251	487,128
ソフトウェア仮勘定		32,852	1,805
電話加入権		126	115
商標権		2,271	809
無形固定資産合計		276,502	489,857
投資その他の資産			
投資有価証券		6,720,330	6,914,557
関係会社株式		234,921	234,311
長期差入保証金		681,196	553,412
長期前払費用		16,958	13,881
会員権		9,480	9,480
繰延税金資産		589,332	409,440
投資その他の資産合計		8,252,219	8,135,083
固定資産計		8,860,511	8,917,379
資産合計		33,452,870	35,742,080

(単位：千円)

	第 27 期 (平成24年 3 月31日)	第 28 期 (平成25年 3 月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	47,840	47,693
未払金		
未払収益分配金	403	425
未払償還金	106,771	149,880
未払手数料 ※ 2	1,893,658	1,899,876
その他未払金	86,141	127,465
未払費用	930,998	1,235,323
未払消費税等	35,683	93,482
未払法人税等	264,114	630,796
賞与引当金	279,981	253,750
その他の流動負債	10	-
流動負債計	3,645,603	4,438,695
固定負債		
退職給付引当金	1,489,315	1,605,470
固定負債計	1,489,315	1,605,470
負債合計	5,134,919	6,044,166
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	15,791,435	16,718,237
利益剰余金合計	17,612,639	18,539,441
株主資本計	28,241,623	29,168,425
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76,327	529,488
評価・換算差額等計	76,327	529,488
純資産合計	28,317,951	29,697,914
負債・純資産合計	33,452,870	35,742,080

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 27 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第 28 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	25,467,198	24,965,627
運用受託報酬	2,001,039	2,123,129
投資助言報酬	1,743,437	1,675,512
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	31,647	28,389
サービス支援手数料	99,134	39,868
その他	48,776	51,597
営業収益計	29,396,234	28,889,125
営業費用		
支払手数料	13,259,090	12,702,099
広告宣伝費	475,028	323,773
公告費	4,092	5,176
調査費		
調査費	503,839	628,953
委託調査費	2,285,064	2,491,384
営業雑経費		
通信費	35,155	34,811
印刷費	199,733	208,926
協会費	28,233	27,115
諸会費	12,025	13,918
情報機器関連費	1,855,475	1,992,553
販売促進費	28,021	14,507
その他	123,714	103,926
営業費用計	18,809,475	18,547,147
一般管理費		
給料		
役員報酬	154,738	145,461
給料・手当	4,427,312	4,393,347
賞与	937,970	767,474
賞与引当金繰入額	279,981	253,750
交際費	20,938	17,677
寄付金	10,026	24
事務委託費	245,311	252,472
旅費交通費	230,691	184,318
租税公課	80,136	83,374
不動産賃借料	683,098	670,888
退職給付費用	205,957	173,008
固定資産減価償却費	170,410	189,990
諸経費	268,760	260,890
一般管理費計	7,715,334	7,392,682
営業利益	2,871,423	2,949,295
営業外収益		

受取配当金		29,042	36,741
有価証券利息		3,731	3,643
受取利息	※ 1	5,916	5,921
時効成立分配金・償還金		3,563	961
原稿・講演料		2,745	2,696
還付加算金		-	78
雑収入		5,096	4,508
営業外収益計		50,095	54,551
営業外費用			
為替差損		15,834	25,770
営業外費用計		15,834	25,770
経常利益		2,905,684	2,978,076
特別利益			
投資有価証券売却益		13,806	52,516
受取和解金		108,451	-
特別利益計		122,258	52,516
特別損失			
固定資産除却損	※ 2	12,873	2,409
投資有価証券償還損		3,180	3,224
投資有価証券評価損		301	18,303
投資有価証券売却損		6,578	61,282
関係会社株式評価損		-	610
ゴルフ会員権評価損		10,633	-
合併関連費用		-	70,655
事務所移転費用		-	13,795
特別損失計		33,566	170,280
税引前当期純利益		2,994,376	2,860,311
法人税、住民税及び事業税		1,195,768	1,223,890
法人税等調整額		136,130	△ 119,459
法人税等合計		1,331,898	1,104,430
当期純利益		1,662,477	1,755,881

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 27 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	第 28 期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
当期首残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
当期首残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
当期首残高	15,381,398	15,791,435
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,252,440	△ 829,080
当期純利益	1,662,477	1,755,881
当期変動額合計	410,037	926,801
当期末残高	15,791,435	16,718,237
利益剰余金合計		
当期首残高	17,202,602	17,612,639
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,252,440	△ 829,080
当期純利益	1,662,477	1,755,881
当期変動額合計	410,037	926,801
当期末残高	17,612,639	18,539,441
株主資本合計		
当期首残高	27,831,586	28,241,623
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,252,440	△ 829,080
当期純利益	1,662,477	1,755,881
当期変動額合計	410,037	926,801
当期末残高	28,241,623	29,168,425
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金		
当期首残高	110,498	76,327
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 34,170	453,160
当期変動額合計	△ 34,170	453,160
当期末残高	76,327	529,488
評価・換算差額合計		
当期首残高	110,498	76,327
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 34,170	453,160
当期変動額合計	△ 34,170	453,160
当期末残高	76,327	529,488
純資産合計		
当期首残高	27,942,085	28,317,951
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,252,440	△ 829,080
当期純利益	1,662,477	1,755,881
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 34,170	453,160
当期変動額合計	375,866	1,379,962
当期末残高	28,317,951	29,697,914

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当期より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第27期 (平成24年3月31日)	第28期 (平成25年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 210,710千円 器具備品 624,552千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 127,910千円 電話加入権 107千円 商標権 17,170千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 223,463千円 器具備品 698,449千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 206,084千円 電話加入権 118千円 商標権 18,632千円
※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,360,214千円 未収投資助言報酬 283,244千円 未払手数料 436,830千円	※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 13,031,110千円 未収投資助言報酬 289,597千円 未払手数料 446,096千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一千円 差引額 10,000,000千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一千円 差引額 10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額56,653千円の支払保証を行っております。	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額45,184千円の支払保証を行っております。

(損益計算書関係)

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 2,455千円	※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 2,015千円
※2 固定資産除却損は、器具備品12,873千円です。	※2 固定資産除却損は、建物1,889千円、器具備品519千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成24年6月25日開催の第27回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成25年6月24日開催の第28回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(リース取引関係)

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)	1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)
1年以内 672,641	1年以内 516,612
1年超 286,301	1年超 1,218,728
合計 958,942	合計 1,735,341

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,970,870	15,970,870	—
(2)未収委託者報酬	3,392,765	3,392,765	—
(3)未収運用受託報酬	305,910	305,910	—
(4)未収投資助言報酬	452,618	452,618	—
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,305	3,999,200	△105
②その他有価証券	6,671,589	6,671,589	—
(6)長期差入保証金	681,196	681,196	—
資産計	31,474,256	31,474,150	△105
(1)未払金			
①未払手数料	1,893,658	1,893,658	—
負債計	1,893,658	1,893,658	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 48,443
合計	48,741
子会社株式 非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,970,870	—	—	—
未収委託者報酬	3,392,765	—	—	—
未収運用受託報酬	305,910	—	—	—
未収投資助言報酬	452,618	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
長期差入保証金	13,877	667,318	—	—
合計	24,136,043	667,318	—	—

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,748,821	17,748,821	—
(2)未収委託者報酬	3,641,029	3,641,029	—
(3)未収運用受託報酬	439,648	439,648	—
(4)未収投資助言報酬	470,228	470,228	—
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,613	3,999,200	△413
②その他の有価証券	6,881,219	6,881,219	—
(6)長期差入保証金	553,412	553,412	—
資産計	33,733,972	33,733,559	△413
(1)未払金			
①未払手数料	1,899,876	1,899,876	—
負債計	1,899,876	1,899,876	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
其他有価証券 非上場株式 投資証券	298 33,040
合計	33,338
子会社株式 非上場株式	234,311
合計	234,311

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,748,821	—	—	—
未収委託者報酬	3,641,029	—	—	—
未収運用受託報酬	439,648	—	—	—
未収投資助言報酬	470,228	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	—	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
長期差入保証金	27,733	525,679	—	—
合計	26,327,460	525,679	—	—

(有価証券関係)

第27期(平成24年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,305	3,999,200	△105
小計	3,999,305	3,999,200	△105
合計	3,999,305	3,999,200	△105

2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,635,097	4,387,713	247,384
小計	4,635,097	4,387,713	247,384
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,036,491	2,170,148	△133,657
小計	2,036,491	2,170,148	△133,657
合計	6,671,589	6,557,862	113,727

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、301千円です。

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,012,727	13,806	6,578

第28期(平成25年3月31日)

1.満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,613	3,999,200	△413
小計	3,999,613	3,999,200	△413
合計	3,999,613	3,999,200	△413

2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,311千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、610千円です。

3.その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,212,805	5,419,133	793,672
小計	6,212,805	5,419,133	793,672
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	668,413	670,000	△1,586
小計	668,413	670,000	△1,586
合計	6,881,219	6,089,133	792,086

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 33,338千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、18,303千円です。

4.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,042,233	52,516	61,282

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																				
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																				
2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">1,489,315</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>1,489,315</u></td></tr> </table>	退職給付債務	1,489,315	退職給付引当金	<u>1,489,315</u>	2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">1,605,470</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>1,605,470</u></td></tr> </table>	退職給付債務	1,605,470	退職給付引当金	<u>1,605,470</u>												
退職給付債務	1,489,315																				
退職給付引当金	<u>1,489,315</u>																				
退職給付債務	1,605,470																				
退職給付引当金	<u>1,605,470</u>																				
3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">167,222</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">19,662</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">5,053</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>14,018</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>205,957</u></td></tr> </table> (注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	勤務費用	167,222	利息費用	19,662	数理計算上の差異の費用処理額	5,053	その他	<u>14,018</u>	退職給付費用	<u>205,957</u>	3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">171,214</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">22,339</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△36,910</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>16,364</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>173,008</u></td></tr> </table> (注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	勤務費用	171,214	利息費用	22,339	数理計算上の差異の費用処理額	△36,910	その他	<u>16,364</u>	退職給付費用	<u>173,008</u>
勤務費用	167,222																				
利息費用	19,662																				
数理計算上の差異の費用処理額	5,053																				
その他	<u>14,018</u>																				
退職給付費用	<u>205,957</u>																				
勤務費用	171,214																				
利息費用	22,339																				
数理計算上の差異の費用処理額	△36,910																				
その他	<u>16,364</u>																				
退職給付費用	<u>173,008</u>																				
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）																				

(税効果会計関係)

第27期 (平成24年 3 月31日)	第28期 (平成25年 3 月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部 繰延税金資産 賞与引当金 106,421 未払社会保険料 12,691 未払事業税 27,381 未払事業所税 5,808 その他 3,644 繰延税金資産計 155,946 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 155,946 繰延税金資産の純額 155,946	(1) 流動の部 繰延税金資産 賞与引当金 96,450 未払社会保険料 12,409 未払事業税 56,165 未払事業所税 5,778 調査費 48,698 その他 10,598 繰延税金資産計 230,101 評価性引当額 — 繰延税金資産合計 230,101 繰延税金資産の純額 230,101
(2) 固定の部 繰延税金資産 退職給付引当金 530,792 ソフトウェア償却 95,129 投資有価証券評価損 61,204 特定外国子会社留保金額 222,604 その他 7,328 繰延税金資産計 917,059 評価性引当額 △290,326 繰延税金資産合計 626,732 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 37,399 繰延税金負債合計 37,399 繰延税金資産の純額 589,332	(2) 固定の部 繰延税金資産 退職給付引当金 572,189 ソフトウェア償却 75,827 投資有価証券評価損 51,622 特定外国子会社留保金額 226,275 その他 6,428 繰延税金資産計 932,342 評価性引当額 △260,304 繰延税金資産合計 672,038 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 262,597 繰延税金負債合計 262,597 繰延税金資産の純額 409,440
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.6 (調整) 評価性引当額の増減 △1.0 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3 住民税均等割等 0.2 外国税額控除 △0.5 税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正 4.5 その他 0.2 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.4	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日

38.0%

平成27年4月1日以降

35.6%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が88,362千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が93,662千円、その他有価証券評価差額金が5,299千円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	25,467,198	2,001,039	1,743,437	184,558	29,396,234

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	24,965,627	2,123,129	1,675,512	124,856	28,889,125

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者情報)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	220,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,082,284	未収投資助言報酬	283,244
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,294,733	未払手数料	345,061

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,765,986	未払手数料	264,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,030,024	未払手数料	345,107
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	270,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接27.5	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,063,467	未収投資助言報酬	289,597

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMB C日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,620,156	未払手数料	195,174

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 1,605,326円06銭 1株当たり当期純利益 94,244円73銭	1株当たり純資産額 1,683,555円22銭 1株当たり当期純利益 99,539円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の 合計額 28,317,951千円 普通株式に係る純資産額 28,317,951千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 17,640株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の 合計額 29,697,914千円 普通株式に係る純資産額 29,697,914千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,662,477千円 普通株式に係る当期純利益 1,662,477千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,755,881千円 普通株式に係る当期純利益 1,755,881千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株

(重要な後発事象)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. トヨタアセットマネジメント株式会社との経営統合

当社は、平成24年9月28日に、トヨタアセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日としてトヨタアセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意をし、平成25年1月17日の合併契約書の締結を経て、平成25年4月1日に合併が成立致しました。

(1) 目的

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強

化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

(2) 合併する相手会社の概要

名称	トヨタアセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業等
資本金	600,000千円
純資産	1,167,378千円
総資産	1,862,260千円
営業損失	26,248千円
当期純損失	214,380千円

(3) 合併の方法、合併後の会社名

当該合併は、当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式であり、トヨタアセットマネジメント株式会社は解散致しました。合併後の名称に変更はありません。

(4) 合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

3. 発生したのれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん

186,047千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

（参考情報）トヨタアセットマネジメント株式会社の財務諸表

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第24期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
3. 当社は平成25年4月1日付で三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併しております。なお、財務諸表中に記載されている「当社」は、合併前のトヨタアセットマネジメント株式会社を指しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、トヨタアセットマネジメント株式会社（平成25年4月1日三井住友アセットマネジメント株式会社と合併）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社（平成25年4月1日三井住友アセットマネジメント株式会社と合併）の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、トヨタアセットマネジメント株式会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は平成25年4月1日付で合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	501,562	994,987
有価証券	643,270	—
前払費用	21,817	23,419
未収委託者報酬	372,005	437,440
未収運用受託報酬	92,258	110,402
未収還付法人税等	—	5,415
繰延税金資産	19,857	22,654
その他	—	9,836
流動資産合計	1,650,770	1,604,153
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 17,684	*1 697
器具備品	*1 8,726	*1 3,264
有形固定資産合計	26,411	3,961
無形固定資産		
ソフトウェア	7,672	12,075
その他	1,207	38
無形固定資産合計	8,879	12,113
投資その他の資産		
投資有価証券	40,477	42,695
長期差入保証金	70,406	52,610
長期預け金	574	—
繰延税金資産	35,810	146,728
投資その他の資産合計	147,266	242,033
固定資産合計	182,555	258,108
資産合計	1,833,325	1,862,261

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	8,489	7,801
未払代行手数料	202,085	237,521
未払金	606	201,189
未払費用	93,163	121,583
未払法人税等	6,403	—
未払消費税等	9,154	4,755
賞与引当金	27,000	46,857
流動負債合計	346,901	619,705
固定負債		
退職給付引当金	100,461	75,177
固定負債合計	100,461	75,177
負債合計	447,362	694,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	29,284	29,788
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	647,689	427,764
利益剰余金合計	785,973	566,552
株主資本合計	1,385,973	1,166,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	▲ 10	827
評価・換算差額等合計	▲ 10	827
純資産合計	1,385,963	1,167,379
負債・純資産合計	1,833,325	1,862,261

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,177,306	1,203,017
運用受託報酬	273,573	306,131
投資助言報酬	*1 529,665	*1 430,339
営業収益合計	1,980,544	1,939,488
営業費用		
支払手数料	550,329	572,174
広告宣伝費	6,366	100
調査費	147,633	138,401
委託調査費	114,623	123,589
委託計算費	42,128	41,985
営業雑経費		
通信費	5,816	5,390
印刷費	21,775	21,494
協会費	4,239	4,591
諸会費	874	763
その他営業雑経費	3,651	3,738
営業費用合計	897,433	912,225
一般管理費		
給料		
役員報酬	83,127	73,927
給料・手当	*1 488,251	*1 475,070
賞与	*1 99,845	*1 100,723
賞与引当金繰入	27,000	46,857
福利厚生費	93,480	90,095
交際費	6,181	10,415
旅費交通費	16,469	23,984
租税公課	9,114	7,490
不動産賃借料	89,783	76,034
退職給付費用	*1 32,884	*1 37,467
固定資産減価償却費	13,584	11,128
業務委託費	49,845	58,172
諸経費	40,787	42,151
一般管理費合計	1,050,351	1,053,511
営業利益又は営業損失 (▲)	32,760	▲ 26,248
営業外収益		
受取利息	36	52
有価証券利息	547	392

受取配当金	529	988
その他営業外収益	1,203	1,050
営業外収益合計	2,315	2,481
営業外費用		
雑損失	336	1,115
営業外費用合計	336	1,115
経常利益又は経常損失（▲）	34,739	▲ 24,882
特別利益		
投資有価証券売却益	71	—
特別利益合計	71	—
特別損失		
役員退職慰労金	7,750	40,700
固定資産除売却損	*2 1,020	*2 881
合併関連費用	—	*3 261,274
特別損失合計	8,770	302,855
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（▲）	26,040	▲ 327,736
法人税、住民税及び事業税	15,259	823
法人税等調整額	5,146	▲ 114,178
法人税等合計	20,405	▲ 113,355
当期純利益又は当期純損失（▲）	5,635	▲ 214,381

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	27,760	29,284
当期変動額		
利益準備金の積立	1,524	504
当期変動額合計	1,524	504
当期末残高	29,284	29,788
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	658,818	647,689
当期変動額		
利益準備金の積立	▲ 1,524	▲ 504
剰余金の配当	▲ 15,240	▲ 5,040
当期純利益又は当期純損失 (▲)	5,635	▲ 214,381
当期変動額合計	▲ 11,129	▲ 219,925
当期末残高	647,689	427,764
利益剰余金合計		
当期首残高	795,578	785,973
当期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	▲ 15,240	▲ 5,040
当期純利益又は当期純損失 (▲)	5,635	▲ 214,381
当期変動額合計	▲ 9,605	▲ 219,421
当期末残高	785,973	566,552
株主資本合計		
当期首残高	1,395,578	1,385,973
当期変動額		
剰余金の配当	▲ 15,240	▲ 5,040
当期純利益又は当期純損失 (▲)	5,635	▲ 214,381

当期変動額合計	▲ 9,605	▲ 219,421
当期末残高	1,385,973	1,166,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	111	▲ 10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲ 121	837
当期変動額合計	▲ 121	837
当期末残高	▲ 10	827
評価・換算差額等合計		
当期首残高	111	▲ 10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲ 121	837
当期変動額合計	▲ 121	837
当期末残高	▲ 10	827
純資産合計		
当期首残高	1,395,689	1,385,963
当期変動額		
剰余金の配当	▲ 15,240	▲ 5,040
当期純利益又は当期純損失（▲）	5,635	▲ 214,381
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	▲ 121	837
当期変動額合計	▲ 9,726	▲ 218,584
当期末残高	1,385,963	1,167,379

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

減価償却方法の変更

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 63,978千円	建物 1,071千円
器具備品 57,853千円	器具備品 22,826千円
計 121,831千円	計 23,897千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
※1 関係会社との取引額	※1 関係会社との取引額
投資助言報酬 529,665千円	投資助言報酬 430,339千円
給料・手当 107,355千円	給料・手当 77,490千円
賞与 31,907千円	賞与 18,286千円
退職給付費用 4,200千円	退職給付費用 4,857千円
※2 固定資産除売却損は、器具備品1,020千円 であります。	※2 固定資産除売却損は、建物881千円であり ます。
—	※3 合併関連費用は三井住友アセットマネジメ ント株式会社との合併にかかる費用であり、 以下の通りです。
	希望退職関連費用 205,102千円
	固定資産除却損 21,460千円
	原状回復費用 17,365千円
	IT関連費用 8,026千円
	その他 9,321千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。

また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。

有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分であります。キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

2.金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成24年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	501,562	501,562	—
(2)有価証券	643,270	643,270	—
(3)未収委託者報酬	372,005	372,005	—
(4)未収運用受託報酬	92,258	92,258	—
(5)投資有価証券	40,477	40,477	—
(6)長期差入保証金	70,406	69,389	▲1,016
資産計	1,719,978	1,718,962	▲1,016
(1)未払代行手数料	202,085	202,085	—
(2)未払費用	93,163	93,163	—
負債計	295,248	295,248	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	501,562	—	—	—
未収委託者報酬	372,005	—	—	—
未収運用受託報酬	92,258	—	—	—
長期差入保証金	—	—	70,406	—
合計	965,825	—	70,406	—

当事業年度(平成25年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	994,987	994,987	—
(2)未収委託者報酬	437,440	437,440	—
(3)未収運用受託報酬	110,402	110,402	—
(4)投資有価証券	42,695	42,695	—
(5)長期差入保証金	52,610	52,135	▲475
資産計	1,638,134	1,637,659	▲475
(1)未払代行手数料	237,521	237,521	—
(2)未払金	201,189	201,189	—
(3)未払費用	121,583	121,583	—
負債計	560,293	560,293	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払代行手数料、(2)未払金及び(3)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	994,987	—	—	—
未収委託者報酬	437,440	—	—	—
未収運用受託報酬	110,402	—	—	—
長期差入保証金	50,935	1,675	—	—
合計	1,593,764	1,675	—	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	683,747	683,762	▲15
合計		683,747	683,762	▲15

その他有価証券の前事業年度中の売却額は515千円であり、売却益は71千円であります。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	42,695	41,410	1,285
合計		42,695	41,410	1,285

その他有価証券の当事業年度中の売却額は643,584千円であり、売却損益は生じておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>100,461千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td><td>100,461千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td><td>32,884千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td><td>32,884千円</td></tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	100,461千円	(2)退職給付引当金	100,461千円	(1)勤務費用(注)	32,884千円	(2)退職給付費用	32,884千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>75,177千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td><td>75,177千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td><td>37,467千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td><td>37,467千円</td></tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	75,177千円	(2)退職給付引当金	75,177千円	(1)勤務費用(注)	37,467千円	(2)退職給付費用	37,467千円
(1)退職給付債務	100,461千円																
(2)退職給付引当金	100,461千円																
(1)勤務費用(注)	32,884千円																
(2)退職給付費用	32,884千円																
(1)退職給付債務	75,177千円																
(2)退職給付引当金	75,177千円																
(1)勤務費用(注)	37,467千円																
(2)退職給付費用	37,467千円																

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)																																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,023</td></tr> <tr><td>少額固定資産</td><td>71</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>10,263</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>8,270</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>35,804</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>1,476</td></tr> <tr><td>その他</td><td>235</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>57,142</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲1,475</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>55,667</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	1,023	少額固定資産	71	賞与引当金超過額	10,263	未払費用	8,270	退職給付引当金超過額	35,804	資産除去債務	1,476	その他	235	繰延税金資産小計	57,142	評価性引当額	▲1,475	繰延税金資産の純額	55,667	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>66</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>17,810</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>4,581</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>26,793</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>7,665</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>112,728</td></tr> <tr><td>その他</td><td>613</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>170,256</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲417</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>169,839</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 其他有価証券評価差額金</td><td>457</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>457</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>169,382</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	66	賞与引当金超過額	17,810	未払費用	4,581	退職給付引当金超過額	26,793	資産除去債務	7,665	税務上の繰越欠損金	112,728	その他	613	繰延税金資産小計	170,256	評価性引当額	▲417	繰延税金資産合計	169,839	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	457	繰延税金負債合計	457	繰延税金資産の純額	169,382
繰延税金資産																																																					
未払事業税	1,023																																																				
少額固定資産	71																																																				
賞与引当金超過額	10,263																																																				
未払費用	8,270																																																				
退職給付引当金超過額	35,804																																																				
資産除去債務	1,476																																																				
その他	235																																																				
繰延税金資産小計	57,142																																																				
評価性引当額	▲1,475																																																				
繰延税金資産の純額	55,667																																																				
繰延税金資産																																																					
未払事業税	66																																																				
賞与引当金超過額	17,810																																																				
未払費用	4,581																																																				
退職給付引当金超過額	26,793																																																				
資産除去債務	7,665																																																				
税務上の繰越欠損金	112,728																																																				
その他	613																																																				
繰延税金資産小計	170,256																																																				
評価性引当額	▲417																																																				
繰延税金資産合計	169,839																																																				
繰延税金負債																																																					
其他有価証券評価差額金	457																																																				
繰延税金負債合計	457																																																				
繰延税金資産の純額	169,382																																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別の 内訳 <table> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入さ れない項目</td><td>10.6%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>3.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲0.2%</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金 資産の減額修正</td><td>24.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>▲0.7%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等 の負担率</td><td>78.4%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入さ れない項目	10.6%	住民税均等割	3.2%	評価性引当額	▲0.2%	税率変更による期末繰延税金 資産の減額修正	24.9%	その他	▲0.7%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	78.4%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別の 内訳 税引前当期純損失であるため、記載を省略して おります。																																						
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																				
交際費等永久に損金に算入さ れない項目	10.6%																																																				
住民税均等割	3.2%																																																				
評価性引当額	▲0.2%																																																				
税率変更による期末繰延税金 資産の減額修正	24.9%																																																				
その他	▲0.7%																																																				
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	78.4%																																																				
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の 金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築 を図るための所得税法等の一部を改正する法律」 (平成23年法律第114号)及び「東日本大震災から の復興のための施策を実施するために必要な財源 の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117 号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ 及び復興特別法人税の課税が行われることとなり ました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用 する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4 月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に 開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に ついては38.0%に、平成27年4月1日に開始する事 業年度以降に解消が見込まれる一時差異につい ては35.6%になります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額が 6,474千円、其他有価証券評価差額金が1千円、 それぞれ減少し、法人税等調整額が6,473千円増 加しております。																																																					

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	529,665	—

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	430,339	—

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約 役員の兼任等	投資助言報酬 (注1)	529,665	—	—
							出向者人件費 (注2)	112,755	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約 役員の兼任等	投資助言報酬 (注1)	430,339	—	—
							出向者人件費 (注2)	82,689	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 115,496.94円 1株当たり当期純利益 469.62円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 97,281.58円 1株当たり当期純損失 ▲17,865.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,635千円 普通株式に係る当期純利益 5,635千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 ▲214,381千円 普通株式に係る当期純損失 ▲214,381千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

三井住友アセットマネジメント株式会社との経営統合

当社は、平成24年9月28日に、三井住友アセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンスサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日として三井住友アセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意をし、平成25年1月17日の合併契約書の締結を経て、平成25年4月1日に合併が成立致しました。

①合併の目的

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

②合併する相手会社の概要（平成24年3月期）

名称	三井住友アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業等
資本金	2,000,000千円
純資産	28,317,951千円
総資産	33,452,870千円
営業利益	2,871,423千円
当期純利益	1,662,477千円

③合併の方法、合併後の会社名

当該合併は、三井住友アセットマネジメント株式会社が当社の全株式を取得した後に行い、三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併方式であり、当社は解散致しました。合併後の名称は、三井住友アセットマネジメント株式会社であります。

④合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		18,563,045
有価証券		3,999,930
前払費用		273,635
未収委託者報酬		4,336,429
未収運用受託報酬		692,610
未収投資助言報酬		475,080
未収収益		11,626
繰延税金資産		238,053
その他		5,184
流動資産合計		28,595,596
固定資産		
有形固定資産	※ 1	291,283
無形固定資産		476,209
投資その他の資産		
投資有価証券		7,083,959
その他		1,382,419
投資その他の資産合計		8,466,379
固定資産合計		9,233,872
資産合計		37,829,469
負債の部		
流動負債		
預り金		51,432
未払金		2,500,651
未払費用		1,651,568
未払法人税等		772,159
前受収益		6,414
賞与引当金		281,048
その他	※ 2	133,311
流動負債合計		5,396,586
固定負債		
退職給付引当金		1,797,300
固定負債合計		1,797,300
負債合計		7,193,887
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	17,522,317
利益剰余金合計	19,343,521
株主資本合計	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	663,075
評価・換算差額等合計	663,075
純資産合計	30,635,581
負債純資産合計	37,829,469

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		15,369,200
運用受託報酬		1,375,297
投資助言報酬		1,045,655
その他の営業収益		56,848
営業収益計		17,847,000
営業費用		11,631,371
一般管理費	※ 1	3,991,038
営業利益		2,224,590
営業外収益	※ 2	40,931
営業外費用	※ 3	19,631
経常利益		2,245,890
特別利益	※ 4	229,144
特別損失	※ 5	21,010
税引前中間純利益		2,454,024
法人税、住民税及び事業税		748,427
法人税等調整額		37,157
法人税等合計		785,584
中間純利益		1,668,440

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,718,237
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	17,522,317
利益剰余金合計	
当期首残高	18,539,441
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	19,343,521
株主資本合計	
当期首残高	29,168,425
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080

当中間期末残高	29,972,506
評価・換算差額等	
其他有価証券評価差額金	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
評価・換算差額等合計	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
純資産合計	
当期首残高	29,697,914
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 864,360
中間純利益	1,668,440
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	133,587
当中間期変動額合計	937,667
当中間期末残高	30,635,581

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間 （平成25年9月30日）	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	986,642千円
※ 2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額36,519千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
※ 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	43,638千円
無形固定資産	61,323千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2,635千円
受取配当金	33,323千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	19,593千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
負ののれん発生益	186,047千円
投資有価証券売却益	37,926千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	17,127千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

（リース取引関係）

第29期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	519,884千円
1年超	988,505千円
合 計	1,508,389千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,563,045	18,563,045	—
(2)未収委託者報酬	4,336,429	4,336,429	—
(3)未収運用受託報酬	692,610	692,610	—
(4)未収投資助言報酬	475,080	475,080	—
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,930	3,999,600	△330
②その他有価証券	7,051,551	7,051,551	—
(6)投資その他の資産			
①長期差入保証金	541,954	541,954	—
資産計	35,660,602	35,660,272	△330
(1)未払金			
①未払手数料	2,285,873	2,285,873	—
負債計	2,285,873	2,285,873	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 及び

(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 32,110
合計	32,408
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	353,036
合計	353,036

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。また、「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、930千円です。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,930	3,999,600	△330
小計	3,999,930	3,999,600	△330
合計	3,999,930	3,999,600	△330

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 353,036千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,299,919	5,292,133	1,007,786
小計	6,299,919	5,292,133	1,007,786
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	751,631	762,854	△11,222
小計	751,631	762,854	△11,222
合計	7,051,551	6,054,987	996,563

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 32,408千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業等

(2)企業結合を行った主な理由

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

(3)企業結合日

平成25年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式

(5)結合後企業の名称

三井住友アセットマネジメント株式会社

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによっております。

2. 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

5. 発生したのれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん

186,047千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

7. 企業結合が当中間会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が当中間会計期間の開始日に完了しているため、該当事項はありません。

(資産除去債務等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,369,200	1,375,297	1,045,655	56,848	17,847,000

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自 平成25年４月１日 至 平成25年９月30日）	
１株当たり純資産額	1,736,710円96銭
１株当たり中間純利益	94,582円78銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	30,635,581千円
普通株式に係る純資産額	30,635,581千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,668,440千円
普通株式に係る中間純利益	1,668,440千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
委託会社は、平成25年4月1日にトヨタアセットマネジメント株式会社と合併しました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- | | |
|----------|---|
| （イ）名称 | みずほ信託銀行株式会社 |
| （ロ）資本金の額 | 247,369百万円（平成25年9月末現在） |
| （ハ）事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 50,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

- | | |
|----------|---------------------------------|
| （イ）名称 | SMB Cフレンド証券株式会社 |
| （ロ）資本金の額 | 27,270百万円（平成25年9月末現在） |
| （ハ）事業の内容 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成25年6月27日	臨時報告書
平成25年7月12日	有価証券届出書
平成25年7月12日	有価証券報告書
平成25年9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年11月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）の平成25年4月19日から平成25年10月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル金融ハイブリッド証券プレミアム（毎月決算型）の平成25年10月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。(注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏 夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辰 巳 幸 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年9月28日に、トヨタアセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンスサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日としてトヨタアセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意書を締結し、平成25年1月17日の合併契約書の締結を経て、平成25年4月1日に合併が成立した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木 敏夫

印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

辰巳 幸久

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。